

## 公立大学法人会津大学評価室設置要綱

(目的)

第1条 公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程第2条第2項の規定に基づき、評価室の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 評価室は、次に掲げる者をもって室員とし、組織する。

- 一 総務・財務担当理事
- 二 教育・学務担当理事
- 三 研究担当理事
- 四 管理・渉外担当理事
- 五 短期大学部担当理事

(業務)

第3条 評価室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 中期目標・中期計画に関すること。
- 二 自己点検・評価に関すること。
- 三 認証評価機関の評価に関すること。
- 四 福島県公立大学法人評価委員会の評価に関すること。
- 五 その他公立大学法人の評価に関すること。

(室長等)

第4条 評価室に室長を置き、総務・財務担当理事をもって充てる。

- 2 室長は、評価室の業務を総括し、必要の都度室員会議を招集し議長となる。
- 3 副室長は、室長が指名する室員をもって充て、室長を補佐する。
- 4 室長に事故あるときは、副室長がその職務を代理する。
- 5 室長が必要と認める場合は、室員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第5条 評価室の事務は、事務局企画連携課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、評価室に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、現評価室員の任期は、第2条第7項の規定に関わらず、平成28年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2026年2月1日から施行する。